

(別紙2) II 特定個人ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)
 移転先一覧(番号法第9条第1項 別表第1に定める事務)

移転先		①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
1	こども部 こども福祉課	番号法第9条第1項 別表第一 8の項 児童福祉法第21条 の5の3、第21条の 5の4、第21条の5 の5、第21条の5の 7、第21条の5の12	・障害児通所給付費又は特例障害 児通所給付費の支給決定 ・高額障害児通所給付費の支給決 定	地方税法その他の地 方税に関する法律に基 づく条例の規定により 算定した税額若しくは その算定の基礎となる 事項に関する情報	1万人以上 10万人未満	市県民税の賦課 資料がある対象者	庁内連携 システム	平成28年1月 以降・随時
2	健康福祉部 西部福祉課				1万人以上 10万人未満	市県民税の賦課 資料がある対象者	庁内連携 システム	平成28年1月 以降・随時
3	こども部 保育課	番号法第9条第1項 別表第一 8の項 児童福祉法第56条	・保育料の算定及び徴収のため		1万人以上 10万人未満	市県民税の賦課 資料がある対象者	庁内連携 システム その他 (庁内業 務系ネッ トワーク)	平成28年1月 以降・随時
4	健康福祉部 健康づくり課	番号法第9条第1項 別表第一 10の項 予防接種法第15条 第1項	・予防接種法第15条第1項の疾病、 障害に係る給付の支給決定	地方税法その他の地 方税に関する法律に基 づく条例の規定により 算定した税額若しくは その算定の基礎となる 事項に関する情報	1万人以上 10万人未満	市県民税の賦課 資料がある対象者	庁内連携 システム	平成28年1月 以降・随時
5	健康福祉部 生活保護課	番号法第9条第1項 別表第一 15の項	・生活保護の決定及び支給	地方税法その他の地 方税に関する法律に基 づく条例の規定により 算定した税額若しくは その算定の基礎となる 事項に関する情報	1万人未満	市県民税の賦課 資料がある対象者	庁内連携 システム その他 (庁内業 務系ネッ トワーク)	平成28年1月 以降・随時

移転先		①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
6	財政部 資産税課	番号法第9条第1項 別表第一 16の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	10万人以上 100万人未満	市県民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	平成28年1月以降・随時
7	財政部 納税課				10万人以上 100万人未満	市県民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	平成28年1月以降・随時
8	健康福祉部 保険課				10万人以上 100万人未満	市県民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	平成28年1月以降・随時
9	建設部 住宅課	番号法第9条第1項 別表第一 19の項 公営住宅法第34条	・公営住宅の入居者の収入状況等の確認及び家賃の決定	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	1万人以上 10万人未満	市県民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	平成28年1月以降・随時
10	健康福祉部 保険課	番号法第9条第1項 別表第一 30の項 国民健康保険法第42条、第76条	・国民健康保険税賦課の算定のため ・市県民税課税台帳の所得や控除の情報をもとに一部負担金の割合を求めるため	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	1万人以上 10万人未満	市県民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	平成28年1月以降・随時
11	総務部 市民課年金係	番号法第9条第1項 別表第一 31の項 国民年金法第90条	・国民年金納付免除申請における免除判定の試算のため ※国民年金法(昭和34年法律第192号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	1万人以上 10万人未満	市県民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	主務省令の定めによる期日以降

移転先		①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
12	こども部 こども福祉課	番号法第9条第1項別表第一 37の項 児童扶養手当法第6条、第8条1項、第8条3項、第28条1項	・児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査(所得の確認) ・児童扶養手当の額改定請求に係る事実についての審査(所得の確認) ・児童扶養手当の届出に係る事実についての審査(所得の確認)	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	1万人以上 10万人未満	市県民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	平成28年1月以降・随時
13	健康福祉部 高齢福祉課	番号法第9条第1項別表第一 41の項 老人福祉法第10条の4、第11条、第28条、第36条	・福祉の措置 ・措置に要する費用の徴収 ・措置に関する調査の嘱託及び報告の請求に関する事務	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	1万人以上 10万人未満	市県民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	平成28年1月以降・随時
14	健康福祉部 西部福祉課				1万人以上 10万人未満			
15	こども部 こども福祉課	番号法第9条第1項別表第一 46の項 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条、第5条～第11条、第35条	・特別児童扶養手当の認定 ・特別児童扶養手当所得状況届の内容確認	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	1万人未満	市県民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	平成28年1月以降・随時
16	こども部 こども福祉課	番号法第9条第1項別表第一 47の項 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条、第20条～第23条、第35条	・障害児福祉手当の認定 ・障害児福祉手当所得状況届の内容の審査	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	1万人以上 10万人未満	市県民税の賦課資料がある対象者	庁内連携システム	平成28年1月以降・随時

移転先		①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
17	健康福祉部 障害福祉課	番号法第9条第1項 別表第一 47の項 特別児童扶養手当 等の支給に関する 法律第26条の2、 第26条の4、第26 条の5、第35条	・特別障害者手当の認定 ・特別障害手当所得状況届の内容 の審査 ・福祉手当所得状況届の内容の審 査	地方税法その他の地 方税に関する法律に基 づく条例の規定により 算定した税額若しくは その算定の基礎となる 事項に関する情報	1万人以上 10万人未満	市県民税の賦課 資料がある対象者	庁内連携 システム	平成28年1月 以降・随時
18	こども部 こども福祉課	番号法第9条第1項 別表第一 56の項 児童手当法第5条	・児童手当認定の請求に係る事実の 審査(所得の確認) ・現況の届出に係る事実の審査(所 得の確認)	地方税法その他の地 方税に関する法律に基 づく条例の規定により 算定した税額若しくは その算定の基礎となる 事項に関する情報	1万人以上 10万人未満	市県民税の賦課 資料がある対象者	庁内連携 システム	平成28年1月 以降・随時
19	健康福祉部 保険課	番号法第9条第1項 別表第一 59の項 高齢者の医療の確 保に関する法律第 57条等	・高齢者の医療の確保に関する法律 による後期高齢者医療給付の支給 又は保険料の徴収に関する事務で あって主務省令で定めた用途	地方税法その他の地 方税に関する法律に基 づく条例の規定により 算定した税額若しくは その算定の基礎となる 事項に関する情報	1万人以上 10万人未満	市県民税の賦課 資料がある対象者	庁内連携 システム	平成28年1月 以降・随時
20	健康福祉部 保険課	番号法第9条第1項 別表第一 68の項 介護保険法施行令 第38条	・介護保険料賦課の算定のため	市民税世帯課税状況、 合計所得金額、公的年 金等収入金額	1万人以上 10万人未満	市県民税の賦課 資料がある対象者	庁内連携 システム	平成28年1月 以降・随時
21	健康福祉部 高齢福祉課	番号法第9条第1項 別表第一 68の項 介護保険法施行令 第22条の3、第29 条の2 介護保険法施行令 規則第83条の5	・高額介護サービス費算定のため ・高額医療合算介護サービス費の算 定のため ・特定入所者介護サービス費の算定 のため	市民税世帯課税状況、 合計所得金額、公的年 金等収入金額	1万人以上 10万人未満	市県民税の賦課 資料がある対象者	庁内連携 システム	平成28年1月 以降・随時

移転先		①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
22	健康福祉部 西部福祉課	番号法第9条第1項 別表第一 68の項 介護保険法施行令 第22条の3、第29 条の2 介護保険法施行令 規則第83条の5	<ul style="list-style-type: none"> ・高額介護サービス費算定のため ・高額医療合算介護サービス費の算定のため ・特定入所者介護サービス費の算定のため 	市民税世帯課税状況、 合計所得金額、公的年金等収入金額	1万人以上 10万人未満	市県民税の賦課 資料がある対象者	庁内連携 システム	平成28年1月 以降・随時
23	健康福祉部 障害福祉課	番号法第9条第1項 別表第一 84の項	<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定 ・特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費の支給 ・療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給 ・高額障害福祉サービス等の給付費の支給 ・自立支援医療費の支給認定 ・自立支援医療費の支給認定の変更 ・自立支援医療費の支給 ・補装具費の支給 ・日常生活用具費の支給 	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	1万人以上 10万人未満	市県民税の賦課 資料がある対象者	庁内連携 システム	平成28年1月 以降・随時
24	健康福祉部 西部福祉課		1万人以上 10万人未満					
25	こども部 こども育成課	番号法第9条第1項 別表第一 94の項 子ども・子育て支 援法	<ul style="list-style-type: none"> ・子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等) 	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	1万人以上 10万人未満	市県民税の賦課 資料がある対象者	庁内連携 システム	平成28年1月 以降・随時
26	こども部 保育課				1万人以上 10万人未満			